

## 障がい児・者福祉調査特別委員会報告書

障がい児・者福祉調査特別委員会の調査・検討結果について報告する。

本委員会は、障がい児・者福祉に関する諸施策を検討するため、平成三十年十二月十七日に設置され、付議事件「障がい児・者福祉に関する諸施策について」を受け、「障がい児・者福祉の課題及び諸施策について」を調査項目とした。

調査項目について、県関係部局から県施策の概要を聴取するとともに、参考人意見聴取を実施した。参考人として招致したのは、特定非営利活動法人スペシャルオリンピクス日本・宮城理事長の白木悦子氏、社会福祉法人仙萩の杜理事長の佐藤耀代氏、理事の松木知徳氏及び宮城県精神保健福祉センター技術次長水本有紀氏の四人である。また、県内の実情を把握するため、社会福祉法人みんなの輪、認定特定非営利活動法人さわおとの森、多賀城市児童発達支援センター太陽の家、多賀城市及び山王地区公民館の取り組みについて調査を実施したほか、他府県における先進事例を参考にするため、大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合（エル・チャレンジ）、大阪市、社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団、東京都、社会福祉法人皆の郷及び特定非営利活動法人めぐみの里の取り組みなどについて調査を行った。

その概要は、次のとおりである。

### 一 現状と課題

#### 1 障害者が地域で暮らすための環境整備・人材育成

##### (一) グループホームや障害福祉サービス等の整備

障害のある人の住まいの場であるグループホームについては、着実な整備を進めており、平成二十九年  
度末時点で約二千三百人が利用している。しかしながら、宮城県障害福祉計画において、平成三十二年  
末までに約二千八百人の利用が見込まれており、さらなる整備の推進が求められている。

障害者が住んでいる地域で安心して日常生活及び社会生活を送るためには、障害福祉サービスなどの各  
種サービスを、県内の全ての地域において身近に受けられるようにする必要があるので、サービス事  
業所等の計画的な整備や機能の充実が求められている。

また、現在は親などの家族の介護により在宅で生活している場合でも、親亡き後の住まい等について不  
安を感じている人もいる。そのため、親元からの自立等に係る相談、グループホームへの入居等の体験の  
機会の提供、緊急時の受け入れ対応等の機能を有した「地域生活支援拠点等」の整備が重要である。国の  
基本指針においては、各市町村又は各圏域に少なくとも一つ、地域生活支援拠点を整備することを基本  
としていることから、市町村障害福祉計画等との整合性を図りながら、平成三十二年度末までに各圏域に  
一カ所以上整備することを目標としている。

## (二) 重度の障害のある人への支援の拡充

重度の障害のある人の割合は徐々に増加傾向にあり、家族等の介護者の負担軽減のための「医療型短期  
入所サービス」の拡充や、施設への緊急入所などの地域におけるセーフティネット機能の強化が求めら  
れている。

## (三) 発達障害の早期発見・早期療育

発達障害については、幼児期の早期発見・早期支援に努め、子どもの発達を促すと同時に、家族の育児  
負担を軽減することで、二次障害を未然に防止することが重要である。

本県では、平成十八年十一月から発達障害者支援センター「えくぼ」を設置・運営しており、毎年度千

件を超える相談支援を行っているが、相談・療育に携わる人材の育成や、身近な地域における支援機関及び発達障害を診断できる医療機関が少ないことが課題となっている。

令和元年度からは、発達障害児・者支援体制の見直しを行い、市町村等を一次支援機関、圏域の中核的な障害福祉サービス事業所等を二次支援機関、発達障害者支援センターを三次支援機関とし、各階層において果たすべき役割を明確にすることで連携強化を図っている。

#### (四) 特別支援教育の充実

障害を理由として特別な支援を必要とする児童生徒の増加に伴い、就学前の乳幼児期から医療や福祉、保健、労働等の関係分野と連携した、より専門的な教育相談の充実と、必要な情報を適切に就学先へ引き継ぐ「切れ目のない支援体制」の確立が必要とされている。

また、平成二十六年に批准した「障害者の権利に関する条約」で提唱されている、障害のある者とないう者が共に学ぶ「インクルーシブ教育システム」を推進するため、本県においても多様な学びの場の整備や、地域における支援体制の整備をさらに進めていくことが必要とされている。

### 2 誰もが住みやすいまちづくりの推進

平成二十八年度に実施した、宮城県障害者施策推進基礎調査において、「最優先で取り組んでほしい施策」として、「障害のある人に配慮した建物や交通機関などの整備（一六％）」を、また「外出しやすくするために必要なこと」として、「公共交通機関が充実していること（二二・六％）」、「施設・道路などが整備されていること（一一・六％）」を挙げる声があり、障害のある人を初めとする全ての県民が安心して生活を営むことができるように、バリアフリー・ユニバーサルデザイン社会の実現のための施設整備等が必要となる。

### 3 障害者が生き生きと生活するための取り組み

(一) スポーツ、レクリエーション、芸術文化活動への参加の支援

スポーツやレクリエーション、芸術文化に関する活動は、障害者の心身の機能訓練、生きがいの創造、社会参加意欲の促進等の面で大きな効果があるほか、障害のある人となない人との活動を通じた交流により、相互の理解を一層深める効果も期待される。

特に障害者スポーツ等の活動は、徐々に広がりを見せているものの、身近に関連施設がないこと、指導者がいないことにより、参加の意思がありながら、これらの活動に参加できない障害者もいることから、東京二〇二〇オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、このような制約を解消し、競技人口の拡大や参加の機会をふやしていく取り組みが必要である。

(二) 障害のある人の雇用・就労の推進、経済的な自立の促進

障害のある人の雇用・就労の推進は、社会参加の機会創出や生きがいがづくりの面で大きな効果が期待されるほか、経済的な自立を促進する観点からも重要である。

障害者雇用は着実に進展しており、ハローワークを通じた障害者の就職件数については、平成三十年度は千八百四十八件でこれまでで最も多くなっている。また、民間企業における障害者雇用率も、平成三十年六月一日現在で二・〇五％と七年連続で改善し、雇用されている障害者数も五千八百四十四・五人と九年連続で増加している。しかしながら、法定雇用率の二・二％を下回っており、いまだに多くの障害者が働く場を求めている状況であることから、本県における障害者雇用の促進は喫緊の課題となっている。

一方で、一般企業での雇用が困難な障害のある人に対し、就労の場を提供し、賃金や工賃を支払う就労継続支援サービス（福祉的就労）は、サービス事業所の収入が安定しない等の理由から、利用者に支払う賃金や工賃の向上が進まないことが課題となっている。本県では平成三十年度に策定した宮城県第三期工賃向上支援計画に基づき、農福連携への支援、就労継続支援事業所等の管理者育成や経営コンサルタント

の派遣など、事業所の経営改善支援に取り組んでいる。また、障害者優先調達推進法に基づき、就労支援施設等から積極的な物品及び役務の調達を推進するとともに、市町村等においても積極的な優先調達の取り組みが行われるように支援し、障害のある人たちが地域において自立した生活ができるよう工賃収入が達成できるように推進している。

## 二 参考人からの意見聴取

### 1 特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・宮城理事長 白木 悦子 氏

白木氏からはスペシャルオリンピックス（SO）の取り組みについて説明を受けた。

SOは知的障害のある人々の自立と社会参加を目指して、日常的なスポーツトレーニングと、その成果を発表する場である競技会を提供する国際的スポーツ組織である。トレーニングは一週間に一回以上、クール八回行い、九回目に競技会を行う。トレーニングの終了時に実施される競技会とは別に、宮城県内で行われる地区競技会、北海道・東北地区で行われるブロック競技会、ナショナルゲーム、ワールドゲーム等がある。

平成二十九年度における日本のアスリート数は八千二百五十人で、一万七千三百六十七人のボランティアが活動を行っている。

SOではスポーツ以外にもさまざまな取り組みを行っており、教育機関の総合学習や奉仕活動等の授業の一環として、SOで行っている活動を紹介するとともに、知的障害者への理解を深めるプログラムとして「学校連携プログラム」を行っている。SO日本・宮城では、大衡中学校の二年生と共に活動しており、生徒とアスリートがペアを組んで、プログラムや競技会に参加している。

SOに参加することで、アスリートが心身ともに健康で豊かな生活を送ることができ、地域の多くの人が

障害のある人のことを理解し、障害のある人もない人も生活がしやすい環境になっていくと述べた。

また、抱えている課題として、トレーニング用の施設や競技会会場の確保が困難であることが挙げられる。例えば、バスケットボールの場合は、小学校の体育館等を使ってプログラムを行っているが、小学校の場合、ゴールの高さが低いなど、正式なルールどおりにトレーニングを行うことが難しい。そのほかにも、指導者不足等の問題もあり、これらの課題解決のために、今後は特別支援学校や健常者の競技団体との連携、学生ボランティアとの連携が重要になると述べた。

## 2 社会福祉法人仙萩の杜理事長 佐藤 耀代 氏、理事 松木 知徳 氏

佐藤氏からは社会福祉法人仙萩の杜の法人全体の取り組みや、レストランぴあの取り組みについて説明を受けた。

レストランぴあは就労継続支援B型事業を実施しているが、障害者の就労支援の場だけではなく、多くの人に喜んでもらえる質の高いレストランを目指している。

直面している課題として、就労を希望する障害者がふえている一方で、提供することができない仕事が多いことが挙げられる。レストランぴあの営業時間は午前十一時三十分から午後四時までで、席数にも限りがあることから、利用者（客）をふやして、売り上げを拡大していくことは困難な状況である。その中で障害者の受け入れをふやすと、障害者一人当たりの工賃が減少してしまう。工賃をふやすためには、売り上げの拡大が必要であり、現在はレストランの一角を利用した物産販売等も行っているが、今後も新たな取り組みを行っていく必要がある。

また、福祉人材の確保は重要な課題であり、障害福祉に携わる人への支援の拡充が必要である。宮城県では、介護人材確保支援事業として研修費や代替職員人件費を補助し、介護現場の雇用・就業機会の創出と介護分野の人材の育成・確保を図っている。

保育士の場合には、事業者に対し、雇用する保育士の宿舍を借り上げた際の費用の一部を補助することで、就業の継続及び離職の防止を図っている自治体もあるが、障害福祉に携わる人に対しても、同様の支援制度を整えていく必要がある。

福祉人材の育成に関しても、業務多忙で職員を教育する時間が確保できないこと、ベテランの人材が不足し、法人内部で職員にノウハウ等を教えることができる人がいないこと、外部研修への費用や時間が確保できないことなど、企業単独で取り組むことには限界があり、行政に対しては、福祉人材の育成や教育に関して、法人への講師派遣等のサポートを望んでいると述べた。

### 3 宮城県精神保健福祉センター技術次長 水本 有紀 氏

水本氏からは発達障害等が原因となってひきこもりになった場合の支援等について説明を受けた。

ひきこもりとは仕事や学校に行かず、六カ月以上にわたり家族以外とほとんど交流せず、自宅にいる状態を指す。内閣府が平成二十八年に実施した十五歳から三十九歳までの世代の人がいる五千世帯を対象とする調査によると、国内にはひきこもりとされる人が推計五十四万人おり、宮城県内には約一万人いるとされる。

ひきこもりや不登校は、心身の病気や発達障害等を原因とし、失敗や挫折等の体験がきっかけとなることが多い。

平成二十六年一月、宮城県精神保健福祉センター内に「ひきこもり地域支援センター」が開設され、ひきこもり状態にある本人やその家族の個別支援、関係機関との連携及び支援体制の整備を行っている。

開所から平成三十一年二月までの来所相談件数は百四十四件で、そのうち医療機関で発達障害と診断されたケースは十一件で、全体の七・六%であった。

発達障害の場合は、その特性の影響から失敗体験が多く、周りの理解が得られず傷ついてしまうことや、他者への不信感が大きい人もいるため、ひきこもりや不登校に対して親和性が高くなりやすい。

発達障害が原因のひきこもりの人に対する支援は、生活や就労の支援を中心とし、それに加えて心理的なアプローチを行っていく。支援時の配慮として、まずは、障害者本人のこだわり等を理解し、簡潔な伝え方を心掛けること、障害者本人の自信の回復のために、できるだけ肯定的なメッセージを伝えること、ソーシャル・スキル・トレーニングのように、ケースごとの振る舞い方についてアドバイスすることをやっている。基本的に、発達障害の有無でひきこもり支援の本質が大きく変わることはないが、発達障害の支援の場合には、十分な理解と配慮が必要であると述べた。

### 三 県内調査

#### 1 社会福祉法人みんなの輪 指定障害福祉サービス事業所 わ・は・わ美里（美里町）

わ・は・わ美里における就労継続支援B型事業の利用者は二十人で、いちごの栽培、農産品の一次加工、施設外での農作業を行っている。

いちごの栽培については、無償貸与してもらった町有地や、引退した農家から建物や設備を継承した土地など、二千二百平方メートルを利用して、一万三千株以上のいちごを植えている。平成二十九年、三十九年度は約四・五トンのいちごを収穫し、平成二十九年の売り上げは約五百七十万円で、そのうち約百四十万円を工賃として利用者に支払っている。いちごの栽培は難しく、特に知的障害がある人は、色やへたの状態などの収穫の基準を覚え、収穫の判断ができるようになるまでに時間がかかるとの説明を受けた。

農産品の一次加工については、農協の梨部会から規格外の梨についての相談があり、宮城県美里農業改良普及センターと共に商品開発を行い、「北浦梨ピュール」が完成した。美里町や宮城県とも協力して、学校給食や飲食店への供給を行い、地産地消を進め、美里町の特産物である梨をPRするものとして、販路を拡大してきたとの説明を受けた。



農福連携を行う上では、天候や病気の影響、設備投資や維持にかかる費用、販路の開拓など、リスクや解決しなければならぬ課題が多くある。一方で、外で季節を感じながら作業や収穫を行うことのやりがいは、他の室内の作業では味わうことができないものであり、地域の特色を活かした農産物をつくることで、地域と連携しながら農福連携の取り組みを進めていくことができると述べた。

## 2 認定特定非営利活動法人さわおとの森 地域拠点センターふきのとう（富谷市）

地域拠点センターふきのとうは塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町の二市三町からの委託を受け、平成二十九年四月から事業を開始している。

整備に当たっては、平成二十七年度から宮城東部地域自立支援協議会内に「地域生活支援拠点等整備プロジェクト」を設置し、地域の生活介護事業所や二市三町の行政担当者等が参画して議論を行った。プロジェクト内の主な議論は、国が「地域生活支援拠点」に求める機能として、「相談」、「緊急時の受け入れ」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」の五つの機能があるが、機能が多岐に及んでおり、一度に全ての機能を備えることは難しいこと、障害者の家族からは、緊急時の一時的な預かりの場の整備に対する要望が多かったことから、必要かつ実現可能なものから優先して行い、機能強化に向けて継続的に検討を行っていくこととした。

現在の取り組み状況として、「緊急時の受け入れ」については、「緊急時」を「主な介護者の不在」と定義し、地域に住む障害のある人を対象とし、原則登録制としている。未登録の場合は、適切な支援を行う上で必要な情報の聞き取りを行うために、行政機関や普段利用しているサービス事業者等の関係機関からのバックアップが前提となることから、それらの機関と連絡をとることができる平日の午前九時から午後五時までを受付時間として対応している。

「体験の機会・場」については、短期入所事業を利用することで、親元から離れて暮らす体験の場を提供

しており、緊急相談の登録を行った利用者に対しては、場所や職員になれてもらうために事前の体験利用を奨励している。

支援を行う上で必要な情報がそろっていないと、事故や命にかかわる状況になる可能性もあることから、事前情報が重要になること、障害者の家族が親亡き後や緊急時に備えて障害者本人に登録を勧めても、障害者本人が登録を拒否する場合があること、未登録の障害者への緊急対応が必要な場合に、障害者本人がなれていない場所や職員に混乱してしまい、施設での預かりができない場合もあること等、実際の緊急時の支援事例を通して、さまざまなケースがあることを実感し、障害者が地域で安心して暮らすためには、より踏み込んだ備えが必要であるとの説明を受けた。

また、「地域生活支援拠点等の整備」とは、五つの機能を活用しながら、将来にわたり障害者を支えることができる地域の体制を整えることであるとし、今後は機能拡充や利用対象の拡大とともに、地域の他法人等とも連携を取りながら、安心して地域で生活できる体制づくりを進めていきたいと述べた。

### 3 多賀城市児童発達支援センター 太陽の家（多賀城市）

心身障害児通園施設「太陽の家」は健常児と障害児の総合保育を行う施設として、昭和五十年に開設された。平成十九年には六十人の定員のうち、健常児が三十五人、障害児が二十五人だったものが、健常児が徐々に減少し、平成二十三年には障害児が三十人に対して、健常児が十五人と数が逆転した。

こうした状況の変化に対応するため、太陽の家は平成二十七年四月に児童福祉法に基づく児童発達支援センターとして再構築された。実施事業として、児童発達支援センターの必須事業である、「児童発達支援事業」、「相談支援」、「保育所等訪問支援」と、多賀城市の単独事業である「親子療育教室」、「巡回相談」、「啓発・研修」を行っている。

「巡回相談」は保育所等の現場の職員の要望に応じて行われ、臨床心理士・言語聴覚士等が保育所等を訪

問し、障害児やその保護者へのかかわり方等について助言・指導を行っている。最近では、発達障害の可能性がある「気になる子」が増加しており、その対応に悩んでいる職員が多く、「巡回相談」のニーズがふえてきている。

「啓発・研修」では、保護者、保育所等の職員を対象に研修会を開催している。保護者に対しては、入学・就職等に備えて、どのような制度や社会資源があるかだけではなく、障害児をもつ先輩保護者との交流を通じて、経験談を聞くことができる機会を設けている。職員に対しては、保育・教育に関する技術取得だけではなく、保護者への支援方法や、現場での困難事例の共有も行っている。

四十年間の総合保育の経験や実績を発展させながら、障害者が地域のなかで安心して生活できるように今後も努めると述べた。

#### 4 多賀城市

多賀城市では、障害児に対して適切な支援が切れ目なく行われるように、地域の関係機関との連携強化に取り組んでいる。この「切れ目のない支援」については、子どもの成長に伴い、通う集団が変わると支援も切れてしまうという課題が、多賀城市のみならず全国的に見られている。そこで、切れ目のない支援を行うための仕組みとして「発達支援会議」を立ち上げている。

発達支援会議は三つの会議で構成されている。その内容としては、月に一回、療育に関する関係各課の担当者が集まって情報交換を行う「療育担当者会議」、必要に応じて現場の支援者が集まり、支援方針の検討を行う「個別支援会議」、各課課長、支援学校、保健所、市内の幼稚園・保育所の代表者等が集まって、地域の療育課題・ニーズに関する意見交換を行う「地域療育関係機関連絡会議」がある。この「発達支援会議」の仕組みによって、各部署の役割を把握し、スムーズな情報共有・課題解決ができるようになったこと、教育委員会との連携によって、就学時の学校へのつながりができること等の効果も生まれている。

また、子の生まれたときから成長段階に沿って、発達状況、病院の受診状況、相談支援の状況を記入することができる「すこやかファイル」を作成し、新生児訪問や健診の際に配付し、手続きや相談の際に活用してもらうようにしているとの説明を受けた。

#### 5 山王地区公民館（多賀城市）

山王地区公民館は本館棟、体育館棟、庭球場に分かれており、昭和五十四年五月から供用を開始している。本館棟は地上三階建てであるが、障害者や高齢者に配慮し、各階がスロープで結ばれている。平成二十九年には主催行事を二十八回開催し、主催行事の参加人数も含めた利用人数は三万九百四十七人であるとの説明を受けた。

### 四 県外調査

#### 1 大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合（大阪府大阪市）

大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合（エル・チャレンジ）は、知的障害者の雇用の促進を目的として、平成十一年に設立された。平成十一年当時、大阪府では府政のあらゆる分野において、障害者等の雇用・就労機会を創出し、自立を支援する「行政の福祉化」を全庁的に進めており、府立の建物の清掃業務についても、障害者雇用の手法を検討し、政策的随意契約の受け皿となる受託団体を探していた。そこで、清掃業務を行っている大阪府の就労支援事業所が集まって事業協同組合をつくったのが、エル・チャレンジの始まりである。

エル・チャレンジでは、大阪府や大阪市から受託した清掃業務に取り組み、実際の清掃現場での就労訓練から民間企業等への雇用の確保、定着指導までを一貫したプログラムとして行っている。

平成十三年度から平成二十九年度までのエル・チャレンジから民間企業等への就職者件数は八百三十四

件であり、全体の四分の三が清掃関係の職業についているが、設立当初は障害者が働き続けることができず、定着率の低さが課題であった。そこで、大阪府やビルメンテナンス協会とともに自治体ビル管理契約研究会を立ち上げ、検討を重ねた結果、大阪府において、入札に参加した企業を審査する際に、「価格」と「技術」以外に「公共性」を考慮する総合評価一般競争入札制度が導入された。公共性評価においては、障害者雇用や就職困難者の雇用等の「福祉への配慮」を行っている場合は加点が行われる。その結果、総合評価入札参加企業（大規模物件）の障害者実雇用率の平均は、平成二十九年で一三・四六％と法定雇用率を大きく上回り、エル・チャレンジから企業に就職した訓練生の定着率も、八割を超えるようになった。

障害者の就職へのハードルはいまだに高いことから、就職したときと同様の環境で訓練をすることができ、エル・チャレンジのような中間支援機関が必要となってくる。中間支援機関があることで、就労訓練から就職、その後の定着までの継続した支援体制が構築され、企業とのマッチングの面でも効果的であることから、行政・企業・障害者のそれぞれにとってメリットがあるとの説明を受けた。

## 2 大阪市

大阪市では、障害のある子どもの人権尊重を図り、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」ことを基本とした教育・保育の推進に努めており、障害のある多くの子どもが地域の小・中学校で学んでいる。通学区域の小・中学校が全ての就学相談の窓口となり、障害のある子どもの就学先を決める際には、本人及び保護者の意向を最大限尊重し、たとえ重度の障害があったとしても、望めば地域の学校に就学することを基本としている。そのため、ほぼ全ての小・中学校へのエレベーターの整備、学習教室への空調の整備が完了しており、体温調節が困難な生徒や階段を上ることができない生徒でも、地域の学校で学ぶことができる基本的な環境が整っている。全国的に見ても、大阪市における特別支援学級数は多く、大阪市内の約三百校

の小学校に千四百二十五学級が、約百三十校の中学校に五百五十七学級があり、平均すると、一つの学校に約四学級の特別支援学級がある。

大阪市では、平成二十七年年度から重点事業の一つとして、「特別支援教育の充実」を掲げ、インクルーシブ教育システムの構築と推進を行っている。

大阪市でも全国的な傾向と同じく、勤続十年未満の経験の浅い教員が多いことから、長年にわたって地域の学校で障害がある子を見てきた教員を退職後に再雇用した、「インクルーシブ教育推進スタッフ」を拠点の学校に配置し、教員の指導力向上に努めている。

医療的ケアの必要な子どもが安心・安全に地域の学校へ通える体制をつくるため、看護師の配置や、教員の医療的ケアの実施に係る校内体制の整備を行っている。

また「多様な学びの場における通学支援」として、大阪市在住の子どもが大阪府立の特別支援学校に通う場合も、医療的ケアが必要な場合は看護師が同乗するタクシーによる安心・安全な通学支援を実施している。

障害のある児童生徒の就学相談は地域の学校が窓口となるが、学校現場に任せるだけではなく、教育委員会にも相談窓口を設けること、保護者の疑問等についてまとめたりフレットを教育委員会が作成し、周知を行うこと等を通して、障害のある子とその保護者が不安なく地域の学校に通えるような仕組みを整えている。

また、中学校・高等学校では、小学校に比べると特別支援学校へ通う割合が多く、インクルーシブ教育の土台がまだ薄いことから、小学校から中学校への接続、中学校から高等学校への接続について、教育委員会も現場に寄り添いながら支援を行っていくとの説明を受けた。

3 社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団 横浜市総合リハビリテーションセンター（神奈川県横

浜市)

横浜市総合リハビリテーションセンターは横浜市におけるリハビリテーション施策を担う中核的施設として、昭和六十二年から事業を開始し、「中途障害対策部門」と「発達障害対策部門」の二部門に分かれている。

そのうち「発達障害対策部門」は乳幼児期など発達期に生じた障害、知的障害・発達障害等について対応しており、港北区の地域療育センターとしての役割も担っている。

横浜市においては、各区の福祉保健センターで行われる四カ月、一歳六カ月、三歳の健診が発達障害等の早期発見の場の一つとなっている。そこでスクリーニングされた子どもが、エリアごとに配置されている地域療育センターに紹介されるが、健診等で見逃されてしまった子どもについても、幼稚園・保育所の集団生活のなかで、「気になる子」としてスクリーニングされる割合もふえている。

学齢障害児への対応として、小学校までの学齢前期は、地域療育センターが相談、診療、集団療育等の対応を行っている。相談については、おおむね二週間以内にソーシャルワーカーと面会し、保護者等の不安にできるだけ早く対応するようにしている。早期療育には子どもに対する療育はもちろん、保護者に対して、早い段階で子どもへの理解を深め、どのように子育てをしていくかを考えてもらうという意味合いもあり、保護者を含めたサポートをどのようにしていくかが重要になる。また、近年は特別支援学級だけではなく、通常学級にも発達障害等の可能性がある子どもが多く在籍しているため、学校支援事業として、地域療育センターのスタッフが、子どものかかわり方や保護者へのアプローチの仕方等について、教員に助言・指導を行っている。

中学校以降の学齢後期については、リハビリテーションセンターを含めた三事業所が対応を行っている。横浜市では出生率も微減し、地域療育センターの対象人口についても減少傾向にあるにもかかわらず、

地域療育センターへの相談等の利用申し込み数は発達障害児を中心に増加しており、その多くが知的な遅れのない発達障害の子どもである。

横浜市障害者施策推進協議会の部会として発達障害検討委員会が設置されているが、現在の横浜市の施策だけでは十分ではないという認識のもとに、地域療育センターの抜本的な見直しも含めて、発達障害の子どもへの対応策について検討を行っているとの説明を受けた。

#### 4 東京都

(一) 東京二〇二〇オリンピック・パラリンピックに向けたバリアフリーの取り組みについて

東京都では、世界で初めて二回目の夏季パラリンピックを開催する都市として、大会後にどのようなレガシー（遺産）を残すかについて検討を重ね、従来から進めてきた道路・鉄道等のバリアフリー化を一層進めていくことに加え、施設整備の技術的な仕様等について定めたアクセシビリティ・ガイドラインを策定し、競技会場等へのアクセスの機会を確保する環境整備を行うことを通じて、誰もが暮らしやすい東京の実現を目指している。

具体的なバリアフリー化の取り組みとして、「新設・既設の都立競技施設」、「アクセス経路」、「宿泊施設」について説明を受けた。

新設の競技施設の整備に当たっては、施設の図面等を、障害者や学識経験者が確認するワークショップを行い、そこで出た意見を設計に反映させた。例えば、従来は会場内の一カ所に固まって設置されていた車椅子席を、いろいろな箇所で見ることができるよう分散させた。また、前の座席の人が立ち上がったとしても、車椅子席からの視界が確保されるような配慮を行っている。既存の競技施設の改修についても、アクセシビリティ・ガイドラインの規定に適合していない箇所をどのように改修するか、個別に検討を行っている。



アクセス経路の整備については、二〇二〇年（令和二年）までに、競技会場や観光施設周辺の半径一キロメートル圏域の都道のバリアフリー化を進めることを目標とし、駅構内のエレベーターの設置や多目的型機能トイレの設置、道路の段差の適正化や視覚障害者誘導用ブロックの設置等のハード面の整備を進めるとともに、大会時にはスタッフやボランティアによる案内も検討している。

宿泊施設の一般客室についても、新設する場合には出入口幅を八十センチ以上とし、客室内の段差をなくすこと等について定めた国内初の条例である「建築物バリアフリー条例」が令和元年9月から施行予定であるとの説明を受けた。

(二) パラリンピックを契機とした障害者スポーツの振興について

東京都ではパラリンピック大会の開催を起爆剤に、障害者スポーツを社会に浸透させ、スポーツを通じた共生社会を実現することを目指している。そこで、誰もがスポーツに親しむ「スポーツ都市東京」の実現をスローガンとし、裾野を広げ、関心をもってもらうための「理解促進・普及啓発」、障害がある人が身近な地域でスポーツをすることができるような「場の開拓・人材育成」、選手の発掘や育成をする「競技力の向上」、多様な取り組みを継続的に行っていくための「支える土台づくり」を行っている。

そのうち「場の開拓」については、障害者が身近な地域でスポーツをする場が不足している現状があり、ハード面では施設のバリアフリー化が進んでいないこと、ソフト面では障害者にどうやってスポーツに触れてもらうかというノウハウがないこと等が課題として挙げられる。そこで、東京都では「地域開拓推進事業」として、市町村や地域スポーツクラブに対し、相談窓口を設置して支援を行っているほか、特別支援学校の体育施設を土日や平日の夜間に開放して、障害者団体に優先して利用してもらう取り組みを展開している。

「人材育成」については、指導者やボランティア等の「支える人材」を確保することや、指導者の資格

を持っているが、実際には活動をしていない人に向けて、人材活性化のための研修会等を実施している。

(三) リフト付きバスの導入に対する支援について

東京都では、高齢者や障害者が安心して観光ができるような取り組みを進めており、その一環として平成二十八年からリフト付き観光バスの支援を行っている。支援の内容として、リフト付き観光バス車両の導入に係る経費の助成を行っており、都内に営業所があるバス事業者等を補助対象としている。補助対象経費は、通常車両と比較してリフト付き車両を導入した場合の価格の増加部分について、一台当たり一千万円を限度として補助を行っている。実際に補助金を用いて観光バスを導入した事例として、東京空港交通株式会社では東京シテイエアターミナルから羽田空港国際線ターミナル間で、車椅子のままでも乗車可能なバリアフリー対応車両である「エレベーター付きリムジンバス」を平成三十年十二月から国内で初めて運行しており、空港アクセスのバリアフリー化を進めているとの説明を受けた。

## 5 社会福祉法人皆の郷 川越いもの子作業所（埼玉県川越市）

社会福祉法人皆の郷では障害の重度、軽度または種別を問わず、地域の中で、労働・生活・文化・経済、その他あらゆる場面で機会を得て、障害者も一人の人間として自立していけるように支援をするという理念のもと、各事業の運営を行っている。そのうち、川越いもの子作業所では、生活介護や就労継続支援B型、施設入所支援等の事業を行っている。障害が重い人も働くことができる場をつくることを目指しており、川越市内の七つの施設で、パンやうどん作り、木工作業等を行っている。

障害者が働くことの意義は、集団の中で成果を上げること、障害者みずからが成長を実感することができること、所得を得て経済活動を行うことができることが挙げられる。

障害者雇用は、就労継続支援A型事業やB型事業というイメージがあるが、障害者自立支援法では、生活介護事業の中でも「創作的活動・生産活動の機会の提供」を行うとされていることから、川越いもの子作業

所では、生活介護事業の利用者であっても、創作的活動及び生産活動の時間を設けているとの説明を受けた。

## 6 特定非営利活動法人めぐみの里（埼玉県白岡市）

特定非営利活動法人めぐみの里では、平成二十五年五月から就労継続支援B型事業を行っており、協力企業である農業法人のアルファイノベーション株式会社から作業委託を受けている。アルファイノベーション株式会社では、農業生産事業、青果卸売事業を実施しており、農業生産事業では白岡市の農場、約十一ヘクタールでネギに特化して栽培を行っている。めぐみの里にはそのうちのネギの出荷調整作業について委託しており、障害福祉サービスにおける「施設外就労」の形態で、四十五人の利用者が業務に従事している。

このように農業法人から福祉事業所へ作業委託する農福連携の場合、農業者は品質のよい農産物をつくり、福祉事業者は利用者に合わせた作業を考えることに専念できるというメリットがある一方で、緊急時や作業が終わらなかった場合の対応など、ルールや成果を明確にしておかないと、双方で不満が出てきてしまうというデメリットもある。

グループのビジネスモデルとしては、「日本一の農福商連携」を目指している。障害者に仕事を提供することだけではなく、売り上げを上げて工賃に反映させることが重要であるため、販売にも力を入れて進めている。農福商のそれぞれの分野が連携を取りながら、お互いに成長していくような取り組みをしている。

農福連携を行うに当たり、事前に整理すべきこととして、栽培品目の選定については、障害者の実際の作業内容を考慮し、通年で栽培できるものや、一年の中で違う作物をつくる場合でも、同じ作業を行うものを選ぶとよい。また、作業は障害者が行うものと健常者が行うものがある程度分けておくことで、作業の段取りが組みやすくなる。障害者と健常者の作業分担の基準は、安全を第一に考えた上で、「自分で判断

する要素が少ないもの」や「栽培全体へ影響が出ないもの」を障害者が行うようにしているとの説明を受けた。

## 五 総括・提言

これらの調査結果を踏まえ、本委員会は「障がい児・者福祉の課題及び諸施策」について、次のとおり取りまとめた。

### 1 障害者が望む地域で暮らすための環境整備・人材育成について

(一) 障害のある人の地域における住まいの場であるグループホームの整備を進め、地域での生活の継続を支援すること。

(二) 障害者の高齢化、障害の重度化及び障害者の親亡き後に備えて、地域生活支援拠点等の整備を進めること。

(三) 精神障害や重度の障害のある人に対応することができる医療的ケア体制の整ったグループホームの整備や専門的な人材の育成を行うこと。

(四) 働きやすい福祉・介護現場の実現を目指し、研修メニューの充実や、現場の職員が研修を受講しやすい環境整備等を行うこと。

### 2 発達障害のある人への支援について

(一) 医療・保健・福祉・教育の各分野の連携やさまざまな支援機関同士の連携等、発達障害のある人が乳幼児期、学齢期、成人期のそれぞれの段階において、必要なサービスを受けることができるように、切れ目のない支援を行う体制を整えること。

(二) 発達障害の早期発見・早期支援に向け、障害者本人やその家族が、身近な地域において支援を受けるこ

とができるような体制を整えること。特に、保育所・幼稚園等の集団生活において、発達障害の可能性がある子どもがスクリーニングされる場合がふえてきていることから、身近な支援者である保育士・幼稚園教諭等が発達障害に早期に気づき、適切な支援を行うことができるような取り組みを行うこと。

### 3 特別支援教育の充実について

(一) 障害のある児童生徒や保護者の教育的ニーズに対応することができる、連続的で切れ目のない「多様な学びの場」の環境整備を推進すること。

(二) 各市町村において、障害のある児童が障害のない児童と共に学ぶインクルーシブ教育を推進していくことができるように、教育体制の確立に向けた支援等を行うこと。

### 4 誰もが住みやすいまちづくりの推進について

障害者が住みなれた地域で生活を送るために、病院、公共交通機関の施設、道路等の公益的施設のバリアフリー化を進めること。

### 5 障害者のスポーツ・文化芸術活動等への参加の支援について

(一) 障害者がスポーツ・文化芸術活動を身近な地域で気軽に行うことができる環境をハードとソフトの両面から整えること。例えば、車椅子バスケットボール等の車椅子を利用するスポーツを実施することができるように、管理運営施設のバリアフリー化を進めることや、障害があっても気軽に参加することができるプログラムを提供することを通して、施設の利用促進を図ること。

(二) 障害者スポーツ指導員を養成する研修を実施し、障害者スポーツのより一層の普及・振興を図ること。

(三) ボランティアのための基礎知識を習得する講習等を実施することで、ボランティアの育成と支援を行い、障害者のスポーツ・文化芸術活動等を支える土台をつくること。

### 6 障害者の雇用の推進に向けた取り組みについて

(一) 障害者の就職や、その後の職場への定着に向けて必要な取り組みを、障害者本人や企業に対して実施すること。

(二) 農福連携の取り組みについて、各企業や事業所等が抱える課題を解決するための支援を行うこと。障害者の工賃等の向上を図るために、農福商連携も視野に入れ、農作物や加工品の販売、販路の開拓・商品開発等の支援を行うこと。

(三) 障害者優先調達推進法に基づく、行政機関による就労支援施設等からの積極的な物品及び役務の調達を引き続き実施すること。また、積極的に障害者を雇用している企業に配慮した物品等の調達である「ハート入札」等についても引き続き実施すること。

以上、これらの提言が今後の関係施策に十分反映されることを期待して、報告とする。

令和元年十月三日

宮城県議会障がい児・者福祉調査特別委員長 仁 田 和 廣

宮城県議会議長 相 沢 光 哉 殿